特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当給付事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、児童扶養手当給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当給付事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、受給資格者・配偶者・扶養義務者の管理を行い、児童扶養手当を支給する。 この業務を行うにあたり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・児童扶養手当の認定請求の受理、審査 ・児童扶養手当の認定請求の受理、審査審査結果に係る請求者等への通知 ・各種請求、届出の受理、審査、審査結果に係る請求者等への通知
③システムの名称	・児童福祉システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童扶養手当受給情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・別表の56の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 （情報提供） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部こども家庭課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3006

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない(入手)**	**[ ]接続しない(提供)**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[ ]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を行っており、この場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。特定個人情報を含む書類はマスキング処理を行い保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]　　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とID及びパスワードによる認証によって限定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	Ⅰ－5－②	子ども家庭課長　杉岡　雅史	子ども家庭課長　西村　功	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	Ⅰ－7	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1400(代)	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
令和1年6月28日	Ⅰ－5－②	子ども家庭課長　西村　功	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	-	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅰ－8	福祉保健部子ども家庭課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3005	福祉保健部子ども家庭課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3009	事後	電話番号の修正
令和2年6月10日	Ⅱ－1	平成27年2月28日　時点	令和2年4月30日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ－2	平成27年2月28日　時点	令和2年4月30日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和4年7月22日	Ⅰ－4－②	(情報照会) ・番号法第19条第7号	(情報照会) ・番号法第19条第8号	事後	番号法改正のため
令和6年3月29日	Ⅰ－1－③	・児童福祉システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー	・児童福祉システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事前	
令和7年3月25日	Ⅰ－3	・番号法第9条第1項 ・別表第1の37の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	・番号法第9条第1項 ・別表の56の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ－4－②	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・別表第2の第57項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(主務省令)第31条 (情報提供) ・別表第2の第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項及び第116項 ・主務省令第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ－5－①	福祉保健部子ども家庭課	福祉保健部こども家庭課	事後	課名の修正
令和7年3月25日	Ⅰ－5－②	子ども家庭課長	こども家庭課長	事後	課名の修正
令和7年3月25日	Ⅰ－8	福祉保健部子ども家庭課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3009	福祉保健部こども家庭課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3006	事後	課名及び電話番号の修正
令和7年3月25日	Ⅳ－8	—	(大局的にリスクが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 原則として、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を行っており、この場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。特定個人情報を含む書類はマスキング処理を行い	事後	様式変更
令和7年3月25日	Ⅳ－11	—	(最も優先度が高いと考えられる対策) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (当該対策は十分か) 十分である (判断の根拠) システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とID及びパスワードによる認証によって限定している。	事後	様式変更
令和8年3月23日	Ⅱ－1	令和2年4月30日　時点	令和8年2月20日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	Ⅱ－2	令和2年4月30日　時点	令和8年2月20日　時点	事後	保護評価の再実施のため